

# 「NAGANO SCカード」利用規約

令和元年8月1日

## 第1条（NAGANO SCカード会員）

NAGANO SCカード（以下「会員」という。）とは、一般財団法人長野県老人クラブ連合会（以下「県老連」という。）に加盟の市町村老人(高齢者・シニア)クラブ連合会（以下「市町村老連」という。）の老人クラブの会員で所定の手続きを完了された方をいいます。

## 第2条（カードの発行と取扱い）

- （1）カードは、申込書に必要事項を記入し会費を入金された方に、県老連が発行します。
- （2）会費(500円)はカード発行に伴う実費負担をお願いするもので、新規発行時及び更新時のみをお願いするものです。
- （3）カードの発行にあたり、カードの裏面に氏名及びクラブ名を印字します。
- （4）カードは、会員個人に発行します。
- （5）カードの有効期限は、5年間です。
- （6）市町村老連の老人クラブを退会されるとカードを使用できません。
- （7）カードの有効期限期間中に退会された場合、会費の返金はできません。

## 第3条（カードの利用）

- （1）カードの利用は本人に限ります。ただし協力店によっては、会員の家族及び他の同伴者も同じ特典（サービス）が受けられます。
- （2）カードは、他人に貸与・譲与はできません。
- （3）NAGANO SCカード協力店一覧表をご確認の上、御希望の施設等を御利用ください。
- （4）特典（サービス）等の内容は各協力店により異なりますので、一覧表でご確認ください。
- （5）特典（サービス）等を受ける場合は、協力店の受付で必ずカードを提示してください。
- （6）宿泊施設をご利用の場合は、事前に契約施設へ直接お申し込みください。申込の際は必ず「NAGANO SCカード」の会員であることを申し出てください。
- （7）特価品、キャンペーン商品など、他割引との併用はできない場合もありますので、直接協力店にお問い合わせください。
- （8）協力店と会員間で生じた問題については、県老連は一切の責任を負いません。

## 第4条（契約施設及び特典内容の変更）

協力店及び特典（サービス）内容の変更については、ホームページにてお知らせします。

#### 第5条（カードの紛失・盗難等）

- （1）カードの紛失・盗難等が発生した場合は、速やかに県老連事務局に連絡してカード再発行の手続きをしてください。その場合、再発行手数料（500円）が必要です。
- （2）カードの紛失・盗難等によって発生した問題については、県老連は一切の責任を負いません。

#### 第6条（カードの汚損・破損）

カードの汚損・破損などにより会員の識別が不能となった場合は、カード再発行の手続きをしてください。その場合、再発行手数料（500円）が必要です。

#### 第7条（申込住所等の変更）

申込書に記載の「氏名・住所・電話番号」が変更になった場合は、県老連事務局に連絡してください。

#### 第8条（個人情報の取得・利用・提供及び登録に関する同意）

会員は、申込書に記入した氏名、住所、電話番号及び第7条に基づき変更された事項の情報（以下「個人情報」という）の取得・利用・提供及び登録に関し、下記の内容に同意していただきます。

- （1）会員の個人情報は、NAGANO SCカードの管理、サービスの御案内等、会員の利便性を図るために利用します。
- （2）会員の個人情報については、必要な保護措置を行います。

#### 第9条（規約の変更）

本規約を変更する場合については、ホームページにてお知らせします。

#### 第10条（その他）

本規約の解釈等に疑義が生じた場合は、県老連は信義誠実の原則に基づいて解決するように努め、会員はその決定に従うものとします。